

令和5年第2回

富谷市議会定例會議案書

令和5年6月9日提出

富 谷 市

## 令和5年第2回 富谷市議会定例会議案

### 目 次

#### 議 案

議案第 1号 富谷市営墓地条例の制定について	1
議案第 2号 富谷市営愛玩動物園条例の制定について	8
議案第 3号 富谷市営墓地等管理運営基金条例の制定について	11
議案第 4号 富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	13
議案第 5号 富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	15
議案第 6号 令和5年度富谷市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 7号 令和5年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 8号 令和5年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 9号 令和5年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第10号 令和5年度富谷市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第11号 令和5年度富谷市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	21

議案第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ······ 22

議案第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ······ 23

議案第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ······ 24

議案第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ······ 25

議案第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ······ 26

議案第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ······ 27

## 質問

質問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて ··· 28

質問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて ··· 29

質問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて ··· 30

質問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて ··· 31

## 承認

承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（富谷市税条例の一部を改正する条例） ······ 32

承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） ······ 68

承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度富谷市一般会計補正予算（第11号）） ······ 81

承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度富谷市国民健康 保険特別会計補正予算（第5号））	82
承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度富谷市介護保険 特別会計補正予算（第5号））	83
承認第 6号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度富谷市後期高齢 者医療特別会計補正予算（第2号））	84
承認第 7号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度富谷市下水道事 業会計補正予算（第5号））	85
承認第 8号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度富谷市水道事業 会計補正予算（第4号））	86
承認第 9号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度富谷市一般会計補 正予算（第2号））	87

議案第 1 号

富谷市営墓地条例の制定について

富谷市営墓地条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、富谷市営墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

## 富谷市営墓地条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市営墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上に資するため、富谷市営墓地（以下「市営墓地」という。）を設置する。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓地 市営墓地内に設置された一般墓地、芝生墓地、個別埋蔵墓地及び合葬墓地をいう。
- (2) 一般墓地 焼骨を埋蔵するための区画で芝生墓地、個別埋蔵墓地及び合葬墓地以外のものをいう。
- (3) 芝生墓地 焼骨を埋蔵するための区画で芝生の区域にあるものをいう。
- (4) 個別埋蔵墓地 個人を単位として焼骨を埋蔵するための墓地をいう。
- (5) 合葬墓地 祭祀を主宰すべき者がいない等の理由により焼骨を埋蔵するための施設をいう。

### (名称及び位置)

第4条 市営墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市営墓地	富谷市大龜漆穂二番12番地2

### (使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、墓地の使用に係る市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

### (使用の目的)

第6条 墓地は、焼骨の埋蔵の用に供する目的以外に使用してはならない。

### (使用者の資格)

第7条 墓地を使用しようとする者は、第5条に定める使用許可に係る申請をする日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより富谷市の住民

として、住民基本台帳に記載され、かつ、当該日において1年以上引き続き富谷市に居住しているものであること。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、墓地を使用しようとする者は、祭祀を主宰すべき者でなければならぬ。ただし、個別埋蔵墓地を自己のために使用する場合又は合葬墓地を使用する場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、合葬墓地を使用できる者は、市長が別に定める。

(使用期間)

第8条 墓地を使用できる期間は、次のとおりとする。

- (1) 一般墓地、芝生墓地、合葬墓地 永年
  - (2) 個別埋蔵墓地 使用許可を受けた日から30年が経過した日の属する年度の3月31日まで
- 2 前項第2号に定める使用期間が経過した後、使用者が希望する場合は引き続き30年間使用期間を延長することができる。その場合、使用者は使用期間の満了する日の30日前までに、市長の許可を受けなければならない。

(使用の承継)

第9条 第5条の許可（合葬墓地を除く）を受けた者（以下「使用者」という。）の死亡その他市長が別に定める原因により使用者に代わって祭祀を主宰する者は、市長の承認を受けて使用者の地位を承継することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、同項の原因が発生したときは、速やかに市長に申請しなければならない。

(使用の制限等)

第10条 市長は、使用者に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関して制限し、若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。

(墓地の返還)

第11条 使用者は、墓地が不要になった場合は、速やかに市長に届け出て、当該墓地を原状に回復し、市に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

(墓地の変更または返還命令)

第12条 市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めたときは、墓地の変

更又は返還をさせることができる。その場合、市長はこれに代わる墓地を指定し、かつ移転によって生じた損失を補償するものとする。

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 使用者が墓地を第6条の目的以外に使用したとき。
  - (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
  - (3) 使用者が墓地を使用する権利を第9条第1項の承認を受けずに譲渡し、又は転貸したとき。
  - (4) 使用者が第18条第1項に規定する管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、遅滞なく当該墓地を原状に回復し、市に返還しなければならない。
- 3 使用者が前項の規定による回復及び返還を行わなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は義務者から徴収するものとする。
- 4 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

(焼骨の返還)

第14条 合葬墓地に埋蔵した焼骨は、返還することができない。

- 2 個別埋蔵墓地の使用者又はその祭祀を主宰すべき者は、個別埋蔵墓地に収蔵している期間中、焼骨の返還の申出をすることができる。
- 3 前項の規定により焼骨の返還の申出をする場合は、規則で定める様式に従い、個別埋蔵墓地埋蔵骨返還申請書を市長に提出しなければならない。

(区画の制限)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用しようとする墓地の区画数を制限することができる。

(使用料)

第16条 墓地の使用料は、別表第1に定める額とする。

- 2 使用者は、前項の使用料を、第5条に定める使用許可の際に納入しなければならない。

(使用許可証の交付等)

第17条 市長は、前条の使用料を全額納入した使用者に使用許可証を交付する。

2 第9第1項の規定により使用者の地位を承継した者又は使用許可証を紛失した者は、  
使用許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

(管理料)

第18条 使用者は、墓地の清掃その他管理に要する経費として、別表第2に定める額の  
管理のための手数料（以下「管理料」という。）を納入しなければならない。

2 使用許可を年度の途中に受けた者の当該年度分の管理料は、月割りをもって計算する。  
この場合において、1月末満の端数があるときはこれを1月に切り上げ、100円未満  
の端数があるときはこれを切り捨てる。

(使用料等の返還)

第19条 既に納入した使用料又は管理料は、返還しない。ただし、使用許可を受けた日  
から3年以内に未使用のまま墓地を返還した場合は、使用料の半額を返還することができる。

(使用料等の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事由により必要があると認めるときは、使用料又は  
管理料の全部又は一部を減免することができる。

(改葬)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、焼骨を合葬墓地またはその他  
の場所に改葬することができる。

- (1) 第8条第1項第2号に定める個別埋蔵墓地の使用期間が経過したとき。
- (2) 第8条第2項に定める使用期間の延長による使用期間が経過したとき。
- (3) 第13条第1項の規定により使用許可を取り消したとき。

(市営墓地の一時使用)

第22条 使用者が、その使用に伴う工事等により市営墓地内を一時使用しようとする  
ときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る一時使用の期間は、市長が特に必要と認める場合を除き、1月を超  
えることができない。

(損害賠償等)

第23条 墓地内の土地、施設、樹木等を故意又は過失により毀損した者は、これを原状  
に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第24条 市営墓地内において天災又は第三者の起因により生じた損害については、市は、  
その責を負わない。

(準用)

第25条 市営墓地の管理については、この条例に定めるもののほか、富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の規定を準用する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(過料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条から第9条までの規定に違反して墓地を使用した者
  - (2) 使用許可を偽りその他不正の手段により受けた者
- 2 詐欺その他不正の行為により、使用料又は管理料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第16条関係)

区分	使用料
一般墓地	1区画 400,000円
芝生墓地	1区画 380,000円
個別埋蔵墓地	1基30年間につき 300,000円
合葬墓地	1体につき 50,000円

別表第2 (第18条関係)

区分	管理料
一般墓地	1区画1年間につき 6,000円
芝生墓地	1区画1年間につき 8,000円
個別埋蔵墓地	1基30年間につき 120,000円
個別埋蔵墓地（第8条第2項に規定する使用期間を延長した場合）	1基30年間につき 120,000円
合葬墓地	—

議案第 2 号

富谷市営愛玩動物園条例の制定について

富谷市営愛玩動物園条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、富谷市営愛玩動物園の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

## 富谷市営愛玩動物霊園条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市営愛玩動物霊園（以下「愛玩動物霊園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 動物愛護の精神の高揚及び公衆衛生の向上に資するため、愛玩動物霊園を設置する。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛玩動物 愛玩の目的で飼養されている犬、猫、小鳥その他の規則で定める動物をいう。
- (2) 愛玩動物霊園 愛玩動物の焼骨を合葬式で埋蔵する施設をいう。

### (名称及び位置)

第4条 愛玩動物霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市営愛玩動物霊園	富谷市大亀漆穂二番12番地2

### (使用者の資格)

第5条 愛玩動物霊園を使用しようとする者は、第6条に定める使用許可に係る申請をする日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより富谷市の住民として、住民基本台帳に記載されている者であること。ただし、市長が相当の理由があると認める場合はこの限りでない。

### (使用許可)

第6条 愛玩動物霊園を使用しようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 使用許可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用許可を受けた者に対し、使用許可証を交付するものとする。

### (使用料の納付)

第7条 使用許可を受けた者は、使用許可の際に愛玩動物霊園の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)を、市長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 使用料の額は、愛玩動物一体の焼骨につき三千円とする。

3 既に納付した使用料は、返還しない。

(焼骨の返還)

第8条 愛玩動物霊園に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 市長は、必要があると認める場合は、愛玩動物霊園に埋蔵されている焼骨を一定の場所に移すことができる。

(準用)

第9条 愛玩動物霊園の管理については、この条例に定めるもののほか、富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の規定を準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第 3 号

富谷市営墓地等管理運営基金条例の制定について  
富谷市営墓地等管理運営基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市営墓地事業及び富谷市営愛玩動物園事業に要する経費に充てることを目的として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 241 条第 1 項の規定に基づき、富谷市営墓地等管理運営基金を設置するため、条例を制定するもの。

富谷市営墓地等管理運営基金条例  
(設置)

第1条 富谷市営墓地事業及び富谷市営愛玩動物園事業の財政の調整を図り、もってその健全な運営に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、富谷市営墓地等管理運営基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市営墓地特別会計の当該年度の予算で定める額の範囲内の額
- (2) 市営墓地特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額(市債の繰上償還の財源に充てる額があるときは、その額を控除した額)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、市営墓地特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、富谷市営墓地事業及び富谷市営愛玩動物園事業の管理運営に要する経費、施設の整備に関する経費、地方債償還の経費、他会計への繰出金、並びに富谷市営墓地条例(令和5年富谷市条例第 号)に規定する墓地使用料及び管理料の還付に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年富谷町条例第 7 号）の一部を別紙の  
とおり改正する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

宮城県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第 28 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を次のように  
改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (市において行う事務)	第1条 略 (市において行う事務)
第2条 市は、保険料の徴収並びに令第2条並 びに施行規則第6条及び第7条に規定する事 務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) 広域連合条例附則 <u>第3項</u> の傷病手当金の 支給に係る申請書の提出の受付 (9) 略	第2条 市は、保険料の徴収並びに令第2条並 びに施行規則第6条及び第7条に規定する事 務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) 広域連合条例附則 <u>第7項</u> の傷病手当金の 支給に係る申請書の提出の受付 (9) 略
第3条～第10条 略	第3条～第10条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地区計画区域内における建築物の制限に係る改正その他所要の改正を行うもの。

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）  
の一部を次のように改正する。

改 正 後		現行				
第1条～第19条 略		第1条～第19条 略				
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）				
名称	区域	名称	区域			
略	略	略	略			
杜乃橋地区整備計画区域	杜乃橋一丁目及び杜乃橋二丁目の各一部	杜乃橋地区整備計画区域	杜乃橋一丁目及び杜乃橋二丁目の全部			
略	略	略	略			
明石台東地区整備計画区域	略	明石台東地区整備計画区域	略			
高屋敷地区整備計画区域	略	高屋敷地区整備計画区域	略			
高屋敷西地区整備計画区域	富谷仏所、富谷北沢、富谷南沢及び富谷日渡の各一部					
別表第2（第4条、第9条、第10条、第13条関係）		別表第2（第4条、第9条、第10条、第13条関係）				
整備計画区域の名称	(1) 地区の名称	(2) 建築してはならない建築物	(3) 建築物の敷地	(4) 建築物の壁面の位置の制限	(ア) 面積の最低限度	(イ)
略	略	略	略	略	略	略
整備計画区域の名称	(1) 地区の名称	(2) 建築してはならない建築物	(3) 建築物の敷地	(4) 建築物の壁面の位置の制限	(ア) 面積の最低限度	(イ)
略	略	略	略	略	略	略

改 正 後						現 行					
明石台 東地区 整備計 画区域	略	略	略	略	略	明石台 東地区 整備計 画区域	略	略	略	略	略
高屋敷 地区整	業務施	略	略	略	略	高屋敷 地区整	業務施	略	略	略	略
備計画 区域	設地区	略	略	略	略	備計画 区域	設地区	略	略	略	略
工業A 地区	略	略	略	略	略	工業A 地区	略	略	略	略	略
工業B 地区	略	略	略	略	略	工業B 地区	略	略	略	略	略
高屋敷 地区	工業地 区	次に掲げる 建築物（こ れに附属す る建築物を 含む。） ア 一戸建 の住宅，長 屋，共同住 宅，寄宿舎， 下宿又は兼 用住宅（地 区内立地企 業が建築す る長屋，共 同住宅又は 寄宿舎は除 く。） イ 店舗， 飲食店その	5, 0 0 0 m <sup>2</sup>								
整備計 画区域											

改 正 後				現行				
	<p>他これらに 類するもの (工場に付 属するもの で、床面積 1, 500 <u>m<sup>2</sup>以内のも</u> のを除く。)</p> <p>ウ ボーリ ング場, ス ケート場, 水泳場, ゴ ルフ練習 場, バッテ ィング練習 場その他こ れらに類す るもの</p> <p>エ カラオ ケボックス その他これ らに類する もの</p> <p>オ 麻雀 屋, パチン コ屋, 射的 場, 馬券, 車券発売所 その他これ</p>							

改 正 後			現行		
	<p>らに類する</p> <p>もの</p> <p>カ 図書館</p> <p>その他これ</p> <p>らに類する</p> <p>もの</p> <p>キ 神社,</p> <p>寺院, 教会</p> <p>その他これ</p> <p>らに類する</p> <p>もの</p> <p>ク 公衆浴</p> <p>場</p> <p>ケ 診療所</p> <p>コ 老人ホ</p> <p>ーム, 保育</p> <p>所, 福祉ホ</p> <p>ームその他</p> <p>これらに類</p> <p>するもの</p> <p>サ 老人福</p> <p>祉センタ</p> <p>一, 児童厚</p> <p>生施設その</p> <p>他これらに</p> <p>類するもの</p> <p>シ 自動車</p> <p>教習所</p> <p>ス 畜舎</p>				

改 正 後				現行			
別表第3～別表第6 略 別表第7（第15条関係）				別表第3～別表第6 略 別表第7（第15条関係）			
整備計 画区域 の名称	(1) 地区の 名称	(2) 建築物	(3) 適用し ない規 定	整備計 画区域 の名称	(1) 地区の 名称	(2) 建築物	(3) 適用し ない規 定
略	略	略	略	略	略	略	略
明石台 東地区	略	略	略	明石台 東地区	略	略	略
整備計 画区域				整備計 画区域			
高屋敷 地区整 備計画 区域	業務施 設地	略	略	高屋敷 地区整 備計画 区域	業務施 設地	略	略
	工業A地 区	略	略		工業A地 区	略	略
	工業B地 区	略	略		工業B地 区	略	略
高屋敷 西地区	工業地 区	令第130条の4に規 定する公益上必要な建 築物	第9条				
整備計 画区域							

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 小 松 明 巳

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第13号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 古 跡 幸 夫

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第14号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 早坂 和也

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第15号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 飯 田 由 美

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第16号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 浅 野 芳 夫

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第17号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 郷 家 昌 子

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第18号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 佐 藤 政 悅

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

諮詢第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて  
人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 平 間 由美子

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 平間由美子は、令和5年12月31日をもって任期満了となるため。

諮詢第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて  
人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 相 澤 昭 子

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 相澤昭子は、令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため。

諮詢第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて  
人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 関 口 智 子

生年月日

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 関口智子は、令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため。

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて  
人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 高 世 美枝子

生年月日

令和5年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 高世美枝子は、令和5年12月31日をもって任期満了となるため。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めるについて（富谷市税条例の一部を改正する条例）  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和5年3月31日

富谷市長 若生 裕俊

## 富谷市税条例の一部を改正する条例

富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第34条の8 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	第1条～第34条の8 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第34条の9 略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は <u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納稅義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u>	第34条の9 略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は    <u>当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u>
3 略	3 略
第35条～第36条の3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第35条～第36条の3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 略 2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3</u>	第36条の3の2 略

改 正 後	現 行
<p><u>の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合は、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定によ</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定によ</p>

改 正 後	現 行
<p>る申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第35条の3の3～第37条 略 (個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>第39条・第40条 略</p>	<p>る申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第35条の3の3～第37条 略 (個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>第39条・第40条 略</p>

改 正 後	現 行
(個人の市民税の納税通知書)  第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。	(個人の市民税の納税通知書)  第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額 _____（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。
第42条・第43条 略  (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)	第42条・第43条 略  (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には_____, 当該納税義務者の前年の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。	第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には_____, 当該納税義務者の前年の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

改 正 後	現 行
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p>

改 正 後	現 行
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において、異動を生じた場合において当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において、異動を生じた場合において当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以</p>	<p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以</p>

改 正 後	現 行
<p>降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>第45条 略 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>第45条 略 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は<u>第5号の15の2様式</u>若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は_____施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>第46条の2～第46条の5 略 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>第46条の2～第46条の5 略 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係</p>	<p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係</p>

改 正 後	現 行
<p>る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>

改 正 後	現 行
<p>第47条の2 個人の市民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徵収の方法により徵収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徵収対象年金所得者」という。）である場合には_____、当該納稅義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納稅義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徵収の方法により徵収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徵収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徵収の方法により徵収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徵収の方法により徵収することとした場合には当該年度において当該老齢等</p>	<p>第47条の2 個人の市民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徵収の方法によって徵収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徵収対象年金所得者」という。）である場合には_____、当該納稅義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____</p> <p>_____の合算額（当該納稅義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徵収の方法によって徵収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徵収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徵収の方法によって徵収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徵収の方法によって徵収することとした場合には当該年度において当該老齢等</p>

改 正 後	現 行
年金給付の支払を受けないとことなると認められる者	年金給付の支払を受けないとことなると認められる者
2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。	2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。
第47条の3～第47条の5 略 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)	第47条の3～第47条の5 略 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)
第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。	第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特	2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特

改 正 後	現 行
<p>別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法</u>により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の<u>2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同</p>	<p>別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法</u>によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって</p> <p style="text-align: right;">当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p style="text-align: right;">。</p> <p style="padding-left: 2em;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同</p>

改 正 後	現 行
<p>条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p>
2～4 略	2～4 略
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p>
6～16 略	6～16 略
第49条 略	第49条 略

改 正 後	現 行
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。
2 前項の場合には_____, その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3・4 略	3・4 略
第51条～第81条の8 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ 略	第51条～第81条の8 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ 略

改 正 後	現 行
<p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u></p>	<p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u></p>
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
<p>第83条～第97条 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p>	<p>第83条～第97条 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p>
<p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納稅者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した</p>	<p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納稅者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した</p>

改 正 後	現 行
<p>施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 _____による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
2～4 略	2～4 略
<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式 _____による納付書によって納付しなければならない。</p>
第99条～第100条の2 略 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続)	第99条～第100条の2 略 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続)
第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づ	第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づ

改 正 後	現 行
<p>く納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式<u>又は</u>第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第102条～第150条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の4 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第9条・第9条の2</p>	<p>く納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第102条～第150条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の4 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第9条・第9条の2</p>

改 正 後	現 行
(読替規定)  第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで <u>若しくは第63条</u> 」とする。  (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(読替規定)  第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条若しくは第64条</u> 」とする。  (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>5分の4</u> とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

改 正 後	現 行
8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

改 正 後	現 行
1 8 法附則第15条第25項第3号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1 8 法附則第15条第26項第3号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1 9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1 9 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 0 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 0 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 1 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 1 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	2 4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
2 5 法附則第15条第43項に規定する市町村条例で定める割合は4分の3とする。	2 5 法附則第15条第44項に規定する市町村条例で定める割合は4分の3とする。
2 6 略	2 6 略
_____	2 7 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあっては、零）とする。
2 7 法附則第15条の9の3第1項に規定す	

改 正 後	現 行
<p><u>る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略 2~11 略</p> <p><u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p><u>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げ</u></p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略 2~11 略</p> <p><u>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げ</u></p>

改 正 後	現 行
<p>る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<p>る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>
<p><u>14</u> 略</p> <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の5 略</p> <p>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項にお</p>	<p><u>13</u> 略</p> <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の5 略</p> <p>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項にお</p>

改 正 後	現 行
<p>いて準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>	<p>いて準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>
<p>3・4 略</p>	
<p><u>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p>	
<p><u>第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>(2) <u>法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p>	
<p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p>	
<p>(4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</u></p>	
<p>2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>	
<p>3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	

改 正 後	現 行
<p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号</u>  <u>又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p>	
<p>4 <u>法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>第11条～第15条 略</p>	<p>第11条～第15条 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p>

改 正 後	現 行
	<p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>
<u>第15条の2 略</u>	<u>第15条の2の2 略</u>
2・3 略	2・3 略
4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
<u>第15条の2の2 略</u>	<u>第15条の2の3 略</u>
<u>第15条の3～第15条の5 略</u>	<u>第15条の3～第15条の5 略</u>
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
<u>第15条の6 略</u>	<u>第15条の6 略</u>
2 略	2 略
	<p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p>

改 正 後	現 行																														
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)																														
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3, 900円</td><td>4, 600円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td><td>6, 900円</td><td>8, 200円</td></tr> <tr> <td>(i)</td><td>10, 800円</td><td>12, 900円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td><td>3, 800円</td><td>4, 500円</td></tr> <tr> <td>(ii)</td><td>5, 000円</td><td>6, 000円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3, 900円	4, 600円	第2号ア(ウ)	6, 900円	8, 200円	(i)	10, 800円	12, 900円	第2号ア(ウ)	3, 800円	4, 500円	(ii)	5, 000円	6, 000円	<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3, 900円</td><td>4, 600円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td><td>6, 900円</td><td>8, 200円</td></tr> <tr> <td>(i)</td><td>10, 800円</td><td>12, 900円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td><td>3, 800円</td><td>4, 500円</td></tr> <tr> <td>(ii)</td><td>5, 000円</td><td>6, 000円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3, 900円	4, 600円	第2号ア(ウ)	6, 900円	8, 200円	(i)	10, 800円	12, 900円	第2号ア(ウ)	3, 800円	4, 500円	(ii)	5, 000円	6, 000円
第2号ア(イ)	3, 900円	4, 600円																													
第2号ア(ウ)	6, 900円	8, 200円																													
(i)	10, 800円	12, 900円																													
第2号ア(ウ)	3, 800円	4, 500円																													
(ii)	5, 000円	6, 000円																													
第2号ア(イ)	3, 900円	4, 600円																													
第2号ア(ウ)	6, 900円	8, 200円																													
(i)	10, 800円	12, 900円																													
第2号ア(ウ)	3, 800円	4, 500円																													
(ii)	5, 000円	6, 000円																													
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの</u>間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3, 900円</td><td>1, 000円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3, 900円	1, 000円	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの</u>間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3, 900円</td><td>1, 000円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3, 900円	1, 000円																								
第2号ア(イ)	3, 900円	1, 000円																													
第2号ア(イ)	3, 900円	1, 000円																													

改 正 後			現 行			
第2号ア(ウ) (i)	6, 900円	1, 800円	第2号ア(ウ) (i)	6, 900円	1, 800円	
	10, 800円	2, 700円		10, 800円	2, 700円	
第2号ア(ウ) (ii)	3, 800円	1, 000円	第2号ア(ウ) (ii)	3, 800円	1, 000円	
	5, 000円	1, 300円		5, 000円	1, 300円	
<hr/>						
<u>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>						
	_____	_____	第2号ア(イ)	3, 900円	2, 000円	
	_____	_____		6, 900円	3, 500円	
	_____	_____	(i)	10, 800円	5, 400円	
	_____	_____		3, 800円	1, 900円	
	_____	_____	(ii)	5, 000円	2, 500円	
	_____	_____		_____	_____	
<hr/>						
<u>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のものの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条</u>						

改 正 後	現 行
_____	の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
_____	第2号ア(イ) <u>3,900円</u> <u>3,000円</u>
_____	第2号ア(ウ) <u>6,900円</u> <u>5,200円</u>
_____	(i) <u>10,800円</u> <u>8,100円</u>
_____	第2号ア(ウ) <u>3,800円</u> <u>2,900円</u>
_____	(ii) <u>5,000円</u> <u>3,800円</u>
_____	5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
_____	6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種類割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

改 正 後	現 行
	<p>に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については</p>	<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車</p>
<p>当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については</p>	<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回</p>

改 正 後	現 行
<p>_____，当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り，同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と，同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は，同項の不足額に，これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の3～第17条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り，第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は，同項の不足額に，これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の3～第17条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>

改 正 後	現 行
<p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課</p>

改 正 後	現 行
する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3 略	3 略
第17条の3～第24条 略  (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	第17条の3～第24条 略  (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第25条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第25号。  ）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。	第25条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第25号。 <u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u> ）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条

に規定する取得をいう。以下この項において同じ。) をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和5年3月31日

富谷市長 若生 裕俊

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (課税額)	第1条 略 (課税額)
第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。 4 略	第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。 4 略
第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)	第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>20万円</u> を超える場合には、 <u>20万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の

改 正 後	現 行
合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略	合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略
2 略 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)	2 略 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

改 正 後	現 行
<p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p>	<p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2 第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p>
<p>第24条 略 (特例対象被保険者等に係る申告)</p>	<p>第24条 略 (特例対象被保険者等に係る申告)</p>
<p>第24条の2 略 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行</p>	<p>第24条の2 略 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行</p>

改 正 後	現 行
<p>規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の 2第1項第1号に規定するものをいう。）又は <u>雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に 規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場 合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の 2第1項第1号に規定するものをいう。）その <u>他の特例対象被保険者等であることの事実を 証明する書類</u>の提示を求められた場 合には、これらを提示しなければならない。</p>
<p>第25条～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規 定する公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳 以上である者に係るものに限る。）の控除を受 けた場合における<u>第23条</u>の規定の適 用については、<u>同条第1項</u>中「法第703条の 5第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額」とあるのは「法第703条の5第1項に 規定する総所得金額（所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得については、 同条第2項第1号の規定によって計算した金 額から15万円を控除した金額によるものと する。）及び山林所得金額」と、「110万円」と あるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>	<p>第25条～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規 定する公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳 以上である者に係るものに限る。）の控除を受 けた場合における<u>第23条第1項</u>の規定の適 用については、<u>同項</u>中「法第703条の 5第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額」とあるのは「法第703条の5第1項に 規定する総所得金額（所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得については、 同条第2項第1号の規定によって計算した金 額から15万円を控除した金額によるものと する。）及び山林所得金額」と、「110万円」と あるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>

改 正 後	現 行
<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の</p>	<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の</p>

改 正 後	現 行
<p>3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>6 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2</p>	<p>6 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2</p>

改 正 後	現 行
<p>項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>

改 正 後	現 行
<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所</p>	<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所</p>

改 正 後	現 行
得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
11・12 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	11・12 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
13 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条の</u> 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する	13 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条第1項の</u> 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する

改 正 後	現 行
<p>条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規 定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所</p>	<p>条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規 定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所</p>

改 正 後	現 行
得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
15 略	15 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 4 年度富谷市一般会計補正予算（第 11 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 4 年度富谷市国民健康保険特別会計  
補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 4 年度富谷市介護保険特別会計補正  
予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 4 年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長　若生　裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 4 年度富谷市下水道事業会計補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 4 年度富谷市水道事業会計補正予算  
(第 4 号) )

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 9 号

専決処分の承認を求めるについて（令和 5 年度富谷市一般会計補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和5年度富谷市一般会計補正予算（第2号）（別紙のとおり）

令和5年4月18日

富谷市長　若生　裕俊

令和5年度富谷市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度富谷市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,841,372千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		2,536,058	53,190	2,589,248
	2 国庫補助金	521,003	53,190	574,193
歳 入 合 計		15,788,182	53,190	15,841,372

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 民生費		6,664,026	53,190	6,717,216
	2 児童福祉費	3,834,758	53,190	3,887,948
歳出	合計	15,788,182	53,190	15,841,372



# 補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書  
給与費明細書

# 1. 総括 岁入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

款	項	補 正 前 の 額
15 国庫支出金		2,536,058
	2 国庫補助金	521,003
歳 入 合 計		15,788,182

(単位：千円)

補 正 額	計
53,190	2,589,248
53,190	574,193
53,190	15,841,372

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,664,026	53,190	6,717,216
	2 児童福祉費	3,834,758	53,190	3,887,948
歳出合計		15,788,182	53,190	15,841,372

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
53,190	0	0	0	0
53,190	0	0	0	0
53,190	0	0	0	0

## 2. 歳入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	158,347	53,190	211,537
計	521,003	53,190	574,193

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	53,190	低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 50,000 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 3,190

## 3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 児童福祉総務費	2,126,178	53,190	2,179,368	53,190	0	0	0	0	
計	3,834,758	53,190	3,887,948	53,190	0	0	0	0	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	細節及びその金額	主な事業名及びその金額
3 職員手当等	400	職員 時間外勤務手当 400	低所得子育て世帯生活支援特別給付 金給付事業 53,190
10 需用費	230	消耗品費 130 印刷製本費 100	
11 役務費	360	通信運搬費 180 手数料 180	
12 委託料	2,200	委託料 低所得子育て世帯生活支援特別給付金対応業務 2,200	
19 扶助費	50,000	扶助費 低所得子育て世帯生活支援特別給付金 50,000	

# 給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)
補正後	668	344,303	1,126,493	828,543	2,299,339
補正前	668	344,303	1,126,493	828,143	2,298,939
比較				400	400

職員手当 の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)
		補正後	70,946	19,356	22,016
	補正前	70,946	19,356	22,016	326,758
	比較				
職員手当 の内訳	区分	管理職員 特別勤務手当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
		補正後	3,516	33,541	7,260

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)
補正後	336		1,126,493	761,246	1,887,739
補正前	336		1,126,493	760,846	1,887,339
比較				400	400

職員手当 の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)
		補正後	70,946	19,356	22,016
	補正前	70,946	19,356	22,016	259,461
	比較				
職員手当 の内訳	区分	管理職員 特別勤務手当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
		補正後	3,516	33,541	7,260

共 濟 費 合	計 備	考
(千円)	(千円)	
446,875	2,746,214	
446,875	2,745,814	
	400	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外	住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
212,681	24,816	85,312	22,341	
212,681	24,816	84,912	22,341	
		400		
				計 (千円)
				828,543
				828,143
				400

共 濟 費 合	計 備	考
(千円)	(千円)	
374,348	2,262,087	
374,348	2,261,687	
	400	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外	住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
212,681	24,816	85,312	22,341	
212,681	24,816	84,912	22,341	
		400		
				計 (千円)
				761,246
				760,846
				400

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 費				計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)		
補 正 後	332	344,303		67,297		411,600
補 正 前	332	344,303		67,297		411,600
比 較						

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
		補 正 後			67,297
の 内 訳	補 正 前				67,297
	比 較				
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 負 担 (千円)	組 合 金 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	補 正 後				
	補 正 前				
	比 較				

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	增 減 額 (千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)
給 料		1 その他の増減分
職 員 手 当 等	400	1 その他の増減分 400

共 濟 費 合	計 備	考
(千円)	(千円)	
72,527	484,127	
72,527	484,127	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
				計 (千円)
				67,297
				67,297

説 明	備 考
地域手当 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 管理職手当 時間外勤務手当 400 住居手当 管理職特別勤務手当 退職手当組合負担金 児童手当	